

令和 5年 11月 2日

1年生の保護者皆様

岐阜市教育委員会

### 眼科健康相談における色覚検査について

平素は学校の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

眼科の色覚検査は、学校保健法施行規則の改正に伴い、平成15年度より健康相談として検査を希望される児童・生徒に対して個々に実施することとなりました。

先天性色覚異常は、男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合で認められます。つまり、各クラス1～2人の色覚異常の児童が存在する可能性があります。色覚異常は色が分からない事は極めて稀で、多くの場合、似た色の微妙な違いを識別しにくくなるといった程度の見え方です。学校生活においては、教科書（地図帳）、色鉛筆、絵の具などに見誤りを起こす可能性があり、日常生活においては、細かく淡い色模様や均一な濃い色彩の中の一部異なる色、暗い条件下で見間違ふ恐れがあります。

先天性異常は本人に自覚のない場合が多く、日常生活にほとんど不自由がなく、色間違いに気づいた周囲の人たちから誤解をうけたまま過ごすことがあります。検査を行なって初めて分かることが多く、色覚検査なしにその状態を正しく把握することは困難です。治療法はありませんが、授業を受けるにあたり、また将来の職業・進路選択をする際の自分自身の色に対しての感覚を知っておくためにも必要な検査であると考えます。

本市では、色覚異常の児童の存在する可能性を考慮し、眼科学校医と相談した結果、小学校1年生及び中学校1年生の児童生徒の希望者を対象とした色覚検査を実施することとしました。

なお、検査結果は従来どおり保護者宛お知らせいたしますが、外部への通知は一切ありません。

以上をご理解いただき、11月6日（月）までにスマート連絡帳のアンケート機能に色覚検査希望の有無を返信して下さい。